

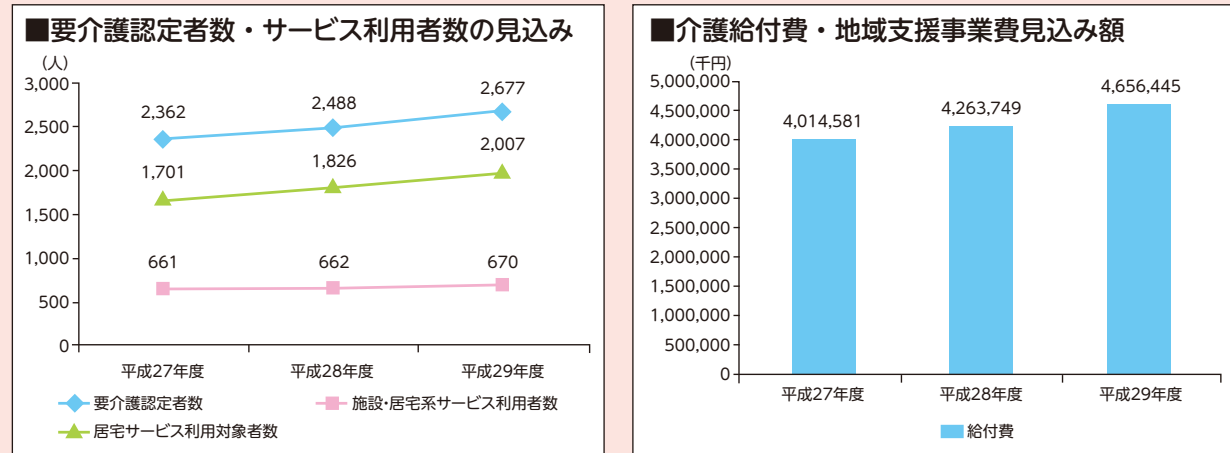
介護保険事業費の見込みと保険料

平成24～26年度の実績値をもとに、今後3年間の要介護認定者数、居宅サービス利用者数、施設サービス利用者数を推計し、介護給付費と地域支援事業費を見込みました。

介護保険の財源は、50%を公費、22%を第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料、28%を第2号被保険者(40～64歳の方)の保険料で負担します。

平成27～29年度の第1号被保険者の介護保険基準月額、5,800円となります。

平成27年4月から、消費税による公費を投入して低所得者(市民税非課税世帯)の保険料軽減を段階的に行うことにしています。



■平成27～29年度 第1号被保険者保険料

段階	対象者	保険料率	基準額×保険料率	平成27～28年度年額(円)	平成29年度(予定)年額(円)
第1段階	生活保護受給者の方、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方及び市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	34,800	31,400	20,900
第2段階	市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75	52,200	52,200	34,800
第3段階	市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	52,200	52,200	48,800
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計	0.90	62,700	62,700	62,700
第5段階	80万円以上の方	1.00	69,600	69,600	69,600
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額	120万円未満の方	1.20	83,600	83,600
第7段階		120万円以上で190万円未満の方	1.30	90,500	90,500
第8段階		190万円以上で290万円未満の方	1.50	104,400	104,400
第9段階		290万円以上で400万円未満の方	1.60	111,400	111,400
第10段階		400万円以上で600万円未満の方	1.70	118,400	118,400
第11段階		600万円以上の方	1.80	125,300	125,300

赤磐市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (概要版)

発行/〒709-0898 岡山県赤磐市下市344 電話 086-955-1116

赤磐市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

概要版



平成27年3月
赤磐市

計画策定の主旨

本市の平成26年10月1日現在の高齢化率が29.7%であり、高齢化率は平成37年には高齢化率は34.7%、75歳以上高齢者の人口割合は20.6%となることが予測されます。

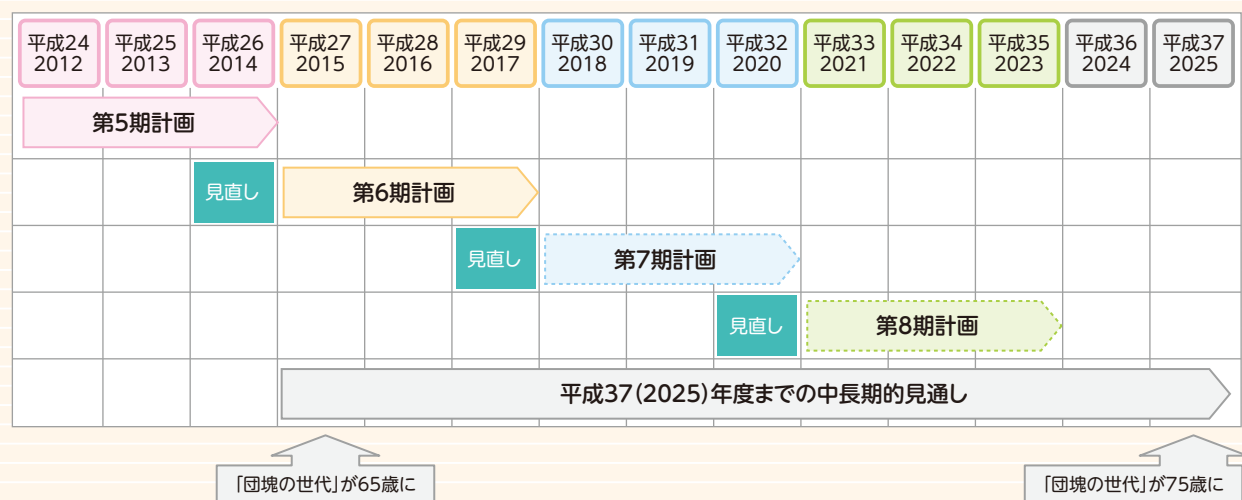
本市においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、平成24年3月に「赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」を策定しました。第5期計画では、介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいづくり、権利擁護の仕組みが生活の中に用意され、それらのサービスや支援を活用しながら、「安心して暮らせる快適なまち」をめざし、関連施策を推進してきました。

今後は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、高齢者に関する保健・福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと総合的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて構築し、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指します。

計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年度を見据えつつ、平成27年度から平成29年度までの3か年の計画として策定します。

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度、計画の点検・評価を行い、課題を分析しながら進め、その結果を次期計画の見直しを行う際に反映していきます。



計画の基本理念

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる 地域社会の実現

1 介護予防の推進

- 要介護状態となる前から介護予防を実施し、要介護状態の発生やその悪化を防止します。
- 健康づくりや社会参加・隣近所等との交流を通じて、いきいきと元気で介護予防活動に取り組める環境整備を進めます。

2 地域の支え合い体制の確立

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④自立した日常生活の支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供する地域包括ケア体制の整備を進めます。
- 高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に気軽に相談できる体制を一層充実させるとともに、速やかに専門的な機関と連携を図る等、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備します。

3 安心して生活を継続するための基盤整備

- 要支援・要介護状態になる恐れがある状態になった時、さらに要支援状態になった時に、一貫性・継続性をもったサービスを受けることができるよう支援体制を整備します。
- 要介護状態となったときにも、在宅福祉を基本に介護保険サービスを中心として様々なサービスを組み合わせながら、生活を継続できる体制を整備します。



基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進

1. 健康づくりの推進

市民一人ひとりがバランスの取れた食生活、適度な運動、十分な休養等、健康的な生活習慣に取り組めるような意識啓発や、ボランティア活動等の社会参加を支援して生きがいのある生活を送れる等、からだと心の両面から健康づくりを推奨し、支援していきます。

また、各事業の実施については、事業効果を評価しながら効果的な事業展開を図ります。

2. 総合事業の推進

高齢者が要介護状態にならないように、介護予防の取組を積極的に推進します。赤磐市では平成29年度より一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を行う総合事業を開始し、事業効果を確認しながら進めていきます。また、身体機能の向上だけでなく、高齢者の就労、文化活動、ボランティア活動等の社会参加を促し、高齢者のQOL(生活の質)の向上を推進するとともに、地域住民及び高齢者自らの参加を呼びかけ、高齢者の生活支援を行う介護予防・生活支援サービス事業の構築に努めます。

具体的
事業

・介護予防事業 ・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防ケアマネジメント

基本目標 2 認知症高齢者への支援の推進

1. 認知症予防・支援

認知症の予防に対する積極的な取組みや適切な時期に早期発見、早期診断を行い、必要なサービス利用につなげていくことは高齢者対策の重要な課題であり、より一層、施策を充実することが求められています。

また、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、すべての住民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが重要です。さらに、認知症高齢者の地域での生活を支援できるよう、介護保険対象外のサービスやボランティアによるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制の整備を図ります。

具体的
事業

・啓発活動の推進 ・認知症予防活動の推進
・認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置
・地域における家族支援の強化と見守りネットワークの構築

2. 権利擁護の推進

認知症等により、判断能力の不十分な高齢者が増加しています。それに伴い成年後見制度の申立件数も年々増加していることから、後見人不足が懸念されています。

このため、誰もが地域で安心して暮らせるよう、市民による社会貢献として市民後見人を養成し、成年後見制度の利用が必要な高齢者の権利を守るよう、支援体制を構築していきます。

また、近年、複雑多様化してきている高齢者虐待についても迅速な対応を行い、早期解決に向け対応できるよう、各事業所等へ周知を図るとともに、関係各課との連携を深めるためマニュアルの見直しを行います。

具体的
事業

・成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援
・成年後見制度の普及・啓発、相談 ・高齢者の虐待防止

基本目標 3 介護と福祉サービスの充実と質の向上

1. 居宅サービスの充実

居宅サービスや地域密着型サービスに重点を置いた介護サービスの提供体制を整備し、住み慣れた地域や家庭で、それぞれの身体状況や生活環境に応じた満足のいくサービスを選択して利用できるようにしていきます。

また、要介護度の低い軽度層の方への介護サービスについては、利用者の生活機能の回復につながるようなサービス提供という観点に立って、必要となるサービスの基盤整備を推進します。

2. 施設・居住系サービスの充実

市内の既存施設の整備状況や地域密着型サービスの導入を踏まえながら、入所施設の整備を図ります。

医療の必要性の高い高齢者に対しては、引き続き療養病床において必要な医療サービスを提供するとともに、必要性の低い高齢者に対しては、その状態に応じたサービスが提供できるよう、居宅サービス提供基盤の充実、近隣市町村も含めたそのほかの施設情報等の充実を図ります。

また、平成27年度より、介護老人福祉施設の入所について重点化が行われ、原則、要介護3以上の方が利用する施設となります。入所者の重点化に伴い、地域包括ケアシステムや地域密着型サービスの充実、また、要介護高齢者の地域生活の基盤である住まいの確保に向けた取組を進め、軽度者の在宅生活を支援していきます。

3. 地域密着型サービスの充実

介護の必要な高齢者が住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスです。

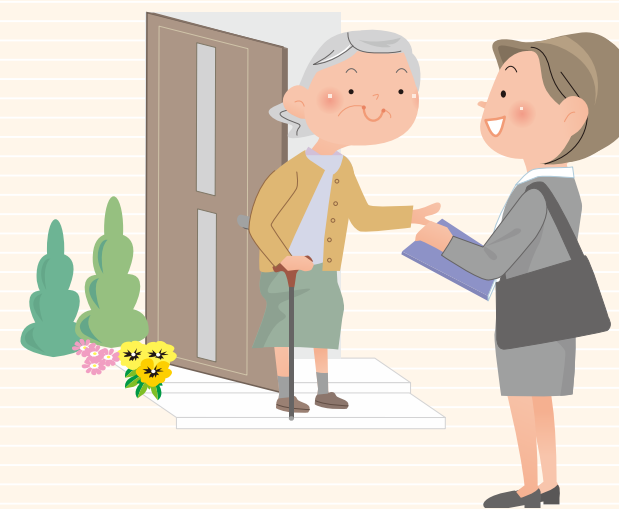
これらのサービスは、原則として赤磐市民のみがサービス利用が可能となり、市が自ら事業者の指定、指導・監督を行います。

4. 介護保険事業の円滑な運営

今後も適切な介護保険サービスが提供されるよう、住民の意見を反映しながら制度の円滑な運営を図る体制を整備します。

具体的
事業

・介護保険サービス見込み量の確保 ・介護保険サービスの質の向上
・介護給付の適正化 ・地域密着型サービス等の指定及び指導監督
・相談体制の充実及び苦情処理



基本目標 4 地域生活支援の推進

1. 地域包括ケアシステムの構築

後期高齢者が急増する2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。地域包括ケアシステムの準備の一つとして、第6期介護保険事業計画より従前の包括的支援事業の枠組みに「地域ケア会議」の充実や「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」等が新たに加われました。地域包括支援センターを中心に関係機関が連携しながら、保健・医療・福祉の総合的な支援体制を充実します。

具体的事業

- ・地域ケア会議の推進
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・生活支援サービスの体制整備

2. 日常生活支援

高齢者の健康状態の悪化や、要介護状態にならないようにするための、日常生活支援の取組を推進します。

具体的事業

- ・ホームヘルプサービス事業
- ・配食サービス事業
- ・緊急通報システムの設置
- ・住宅改修
- ・リフトタクシー利用助成
- ・福祉タクシー利用券の交付
- ・施設サービス

3. 家族介護支援

介護者が同じように介護をしている仲間と話すことでストレスを解消するとともに、介護知識・技術の習得等を通じて家族介護者の支援を行います。

具体的事業

- ・介護者教室の充実
- ・男性介護者教室の実施

4. 情報提供・相談窓口の充実

地域包括支援センターを中心に、高齢者や家族の方からの相談に対応し、各種関係機関と相互に連携を図りながら、誰もが気軽に相談できる環境をつくと同時に、情報を整理してわかりやすく説明できるように努めます。

具体的事業

- ・高齢者の総合相談窓口
- ・地域包括支援センター分室
- ・広報・情報提供

基本目標 5 高齢者が安心して躍動できる環境づくりの推進

1. 活動の場づくり

活動的で生きがいに満ちた「活動的な85歳」を実現することを目標として、高齢者が就労やボランティア等の様々な社会活動へ参加することができるような環境整備を進めます。

具体的事業

- ・シルバー人材センター事業への支援
- ・ボランティア活動の推進

2. 生きがいづくり

高齢者自身がボランティア活動等の社会活動に積極的に参加するとともに、社会が高齢者の活動を積極的に受け入れるような意識づくり、環境づくりを進めます。

具体的事業

- ・老人クラブ活動への支援
- ・老人福祉センター事業への支援
- ・高齢者生きがいセンター等の運営
- ・生涯学習の充実
- ・スポーツ・レクリエーションの充実
- ・世代間交流の推進

3. 参加と協働による地域福祉の推進

地域福祉の担い手である社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が中心となって、地域住民やボランティア等の幅広い参加のもと、自治会単位でその地区にあった活動が活発に展開されるよう支援します。

具体的事業

- ・地域との連携
- ・住民への啓発
- ・人材の育成・確保

4. 生活環境の整備

道路の安全確保や段差解消、公共施設のバリアフリー化など安心して生活できる環境の整備を進めます。また、災害時における高齢者や障害者の安全確保等、日頃から緊急時に備えて高齢者を支える体制づくりに努めます。

具体的事業

- ・道路環境の安全確保
- ・交通安全対策の充実
- ・公共施設のバリアフリー化
- ・公営住宅の整備
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備促進
- ・地域の防犯体制の充実
- ・地域の防災体制の充実